

教育委員会会議録

開会の日時	令和4年2月14日 午後7時00分
閉会の日時	令和4年2月14日 午後7時15分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育委員 中村 孝史・永井 正高・駒田 聡子 中西 康裕・畑井 祐樹
会議録に署名する委員氏名	中村 孝史・永井 正高
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 山鹿 富生 社会教育課長 山口 真司 スポーツ課長 沖塚 孝久 教育研究所長 西村 朱美 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 上永 真弓 学校教育課副参事 亀山 知典 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて 議案第5号 令和4年度教育関係予算について 議案第6号 令和3年度教育関係補正予算(第14号)について 議案第7号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について 議案第8号 奨学生の決定について 議案第9号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中村委員、永井委員を指名

会議に付する案件

- 議案第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 議案第5号 令和4年度教育関係予算について
- 議案第6号 令和3年度教育関係補正予算（第14号）について
- 議案第7号 伊勢市奨学金支給条例の一部改正について
- 議案第8号 奨学生の決定について
- 議案第9号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について

議案第4号から議案第7号は本日の審議を経た後、市議会3月定例会へ提出することとなるため、また、議案第8号については個人情報に関することとなるため、伊勢市教育委員会会議規則第14条の規定により非公開とする旨、教育長から提案され承認。

教育長報告

議事に入る前に私から報告をさせていただきます。

市内の小学校で新型コロナウイルスに感染した職員、子どもたちが複数おり学級閉鎖が何校か出ている状況です。

各学校では今年度の活動を振り返り、次年度へ向けた学校評価を行い改善点を出し合い、次年度に向けての教育課程の編成作業に取り組んでいるところです。学校評価等がまとまりましたら、委員の皆さんにお示しをいたたく考えています。

また、中学校では私立高等学校の入試、それから県立高校の前期選抜を終えまして後期選抜の準備に入っているところです。卒業式、入学式につきましては学校教育課から説明があると思いますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、卒業生とその保護者を対象にしていくことを基本と考えておりますので、ご理解頂きますようによろしくお願い致します。

また、教職員の人事異動につきましては、来月の第2週あたりに一般教職員と校長、教頭の異動内示がある予定となっております。

また、スポーツ課においては県主催の市町対抗駅伝が中止になり、伊勢市主催の都道府県対抗全国中学生ソフトテニス大会も中止となっております。

3月は来年度予算の編成時期でもあり、また、新年度から施行される条例や規則の改正が数多くでてきます。委員の皆様には、どうぞよろしくお願い致します。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 4 号 和解及び損害賠償の額を定めることについて」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

(以下、審議内容については非公開)

(議案第 4 号から議案第 8 号まで原案どおり承認)

教育長

つづきまして

「議案第 9 号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

12 ページをご覧ください。

これは、民法の改正による成年年齢の引き下げに伴い、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましてはスポーツ課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

スポーツ課長

「議案第 9 号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

資料 13 ページをご高覧ください。説明部分に記載しておりますように、この改正は民法の改正による成年年齢の引き下げに伴い、規則を改正しようとするものでございます。

これに伴い、様式第 1 号の備考 1 中の 20 歳以上を 18 歳以上に改めるものです。

なお、この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、「議案第 9 号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について」を、ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、スポーツ課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問がなければ採決を採ります。

「議案第9号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことですのでございます。よって、

「議案第9号 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。